

# 同意書

## 教育・保育給付認定 1号

- 添付書類により証明すべき事項について、東大和市長が、子ども・子育て支援法第20条第1項に規定する認定の審査のために、公簿等により、関係情報を確認し、取得すること。
- 次年度の4月からの利用を希望する申請については、教育・保育給付認定事務が集中し、審査等に日時を要するため、今年度3月末までに認定すること。
- 申請内容が事実と相違した場合は、教育・保育給付認定の取消しとなることがあること。

教育・保育給付認定にあたり、以上の事項について同意します。

## 施設等利用給付認定 新1号 新2号 新3号

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めること。
- 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があること。
- 次年度の4月からの利用を希望する申請については、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があること。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定の取消しとなることがあること。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請ができないこと。

施設等利用給付に係る認定にあたり、以上の事項について同意します。

年 月 日

東大和市長 殿

住所 東大和市

児童との関係	氏名（自署）	児童との関係	氏名（自署）
父		母	
祖父		祖母	

### 【同意書署名の際の注意点】

- 保護者及び同居している方（未成年を除く）全員のそれぞれの自署が必要となります。
- 父母・祖父母以外の同居人がいる場合は、児童との関係を記入してください。  
※同居とは、住民票の記載に関わらず、同一住所に居住している方（同一住所別世帯を含む）となります。
- 代理人が同意書に署名する場合、本人からの委任状が必要です。
- 申請書等に同意が必要な者の住所を記入している場合、同意書への住所の記入は省略可能です。
- 同意が必要な者の数が署名欄より多い場合は欄外に記載して差し支えありません。

## 重要事項確認書

以下の項目をよくお読みいただき、確認欄にチェック☑のうえ、署名欄にご署名ください。

### 申請者全員記入

提出書類について		確認欄
1	申請書の情報は、入園施設へ提供されます。	<input type="checkbox"/>
2	すでに内定をもらっている施設名を利用予定施設名欄に記入してありますか。	<input type="checkbox"/>
3	裏表記入漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>
4	申請後や入園後に家庭状況等に変更があった場合は、速やかに保育課で手続きをしてください。(転居、離婚、婚姻等)	<input type="checkbox"/>
5	入園の取りやめ及び退園をする場合は、保育課への届出が必要です。(認定を取下げる必要があります。)	<input type="checkbox"/>

### 教育・保育給付認定 1号申請者のみ記入

給食費について		確認欄
1	市民税が未申告の方は給食費（副食費）免除の判定ができません。給食費の免除対象の遡及適用はできません。早めに市民税の申告をしてください。	<input type="checkbox"/>
2	給食費免除の対象者は、市から通知が届きます（前期（4～8月分）は4月上旬までに、後期（9～3月分）は9月上旬までに）。免除通知が届かない場合は免除対象外となります。前期、後期の切替の際、解除の通知はいたしません。年度途中入園の方等で免除の対象者は入園時等に通知が届きます。	<input type="checkbox"/>

### 施設等利用給付認定 新2・3号申請者のみ記入

保育を必要とする要件について		確認欄
1	保育を必要とする要件に変更があった場合は、速やかに保育課への届出が必要です。（退職、転職等）	<input type="checkbox"/>
2	現況の確認（継続確認） 年度に1度、保育の必要性の理由が継続していることを確認するために、必要書類（家庭状況報告書、就労証明書など）を提出していただき、各家庭の状況を確認いたします。	<input type="checkbox"/>
3	就労、就学、就労の技能取得等を保育の必要性の要件としている方 就労、就学、就労の技能取得等に係る時間が1か月あたり4.8時間未満の場合、原則として当月の預かり保育利用料の補助が対象外となります。要件を満たさない月の就労・就学等実績を証明する書類を、該当月の翌月までに提出してください。なお、要件を満たさない理由が自己都合ではない場合は補助対象となることがあります。（勤務先の長期休暇、感染症による欠勤等）	<input type="checkbox"/>

申請にあたり、本確認書に記載された事項について確認しました。

保護者氏名